



議員 荒貴賀 (日本共産党 幕別町議員団)



日本は2012年に国際人権規約で高等教育無償化条項について留保を撤回し、高等教育を無償化することを国民と国際社会に公約した。

国が進める給付型奨学金は住民税非課税世帯と準ずる世帯に限定されており、令和7年4月からスタートする異次元の少子化対策も3人以上の子どもを市町村民税情報に基づき扶養していなければならず、支給額には上限がある。

全国では独自に給付型奨学金を制度化する自治体が広がっている。学生がお金の心配なく学び続けることは大切である。本町の高等教育における学生支援について以下伺う。

- (1)十勝管内の高等教育における支援事業の実態を把握しているか。
- (2)給付型奨学金・無利子貸与型奨学金制度の創設の考えは。
- (3)奨学金返還支援事業の創設の考えは。
- (4)すべての学生を対象に高等教育の授業料を半額にし、段階的に無

問 大学・短大・専門学校などの学生に支援を

答 支援は国が行うべきであると考え

償化を図るよう国に求めることについて、町の考えは。

町長

(1)令和6年4月時点で、帯広市が貸与型の奨学金・入学支度金に関する事業を、また、音更町が町内の短期大学への入学を希望する方へ給付型の奨学金事業を実施しているなど、各自自治体で対象者の要件や金額等の違いはあるものの、さまざまな支援事業を実施していると認識している。

国では、令和2年4月に「高等教育の修学支援新制度」を制定し、各教育機関を通じて授業料および入学金を減免することで、学生およびその家族の負担を軽減し、高等教育を受ける意欲ある生徒を支援している。

(2)国の支援制度拡充等により、子育て費用がよりかかる多子世帯を含め、経済的な理由で高等教育機関への進学を諦めることのないよう、その能力に応じて国民がひとしく教育を受ける権利を公平に享

受できる環境づくりが進められつつあることに加え、財団法人や企業による給付型奨学金制度や無利子の貸与型奨学金制度も多数あることから、町独自でこれらの制度を設ける考えはない。

(3)町単独で奨学金返還支援制度を創設する考えはないが、卒業後の進路として本町に居住し就職する若者に対して、企業などが、奨学金返還に対する支援を行うなど、人材確保などのニーズが高まった際には、支援の必要性について検討していきたい。

(4)国では既に住民税非課税世帯の子に対する修学支援制度を設け、世帯の所得などの要件に応じて返還の必要がない給付型奨学金のほか、授業料の減免などを行っており、令和6年度からは中間所得層の多子世帯の子を、7年度からは3人以上の多子世帯の子に対して所得制限のない支援を行うこととしている。

日本の将来の国力を維持するためには、地方創生の取組の中で、

年少・生産年齢人口の割合を高めることが非常に重要であり、今こそ、国の責任において少子化対策に本腰を入れるべきと認識しており、地域政策懇談会においても、与野党を問わず考えを申しあげているところであるが、自治体間の足並みを揃えることが必要であり、今後、町村会等の関係機関において議論を深めていく。

再質問

お金の心配なく学生生活が送れるよう、何らかの手立てが必要。国の取組もいまだに進んでいない状況だからこそ、町として支援が必要と考える。

答

独自に支援を行っている自治体があることは承知しているが、貸与型は返済のため就職後の生活が苦しくなる。支援するならば給付型で、定住・企業の労働力確保という観点から、企業との協力が一番であろうと考えている。

所得がなくても学びたい人を救うことが本来の制度の在り方であり、国力維持のため国が責任を持ってやるべきで、しっかり腰を据えてやってもらうように要請したい。